CNIPA、「専利審査指南改正草案（再意見募集稿）」を公表

2022 年 11 月 4 日
JETRO 香港事務所

2022 年 10 月 31 日、国家知識産権局（CNIPA）は、「専利審査指南改正草案（再意見募集稿）」を公表して再度の意見募集を開始した（意見の提出期限は 12 月 15 日まで）。

本改正草案は、2021 年 6 月 1 日に改正専利法が施行された一方で、その運用面の環境整備が遅れている[1]ところ、過去 2 回の意見募集稿[2]で寄せられた意見を踏まえ、専利法及びその実施細則に関連する規定をさらに修正するものである。なお、本改正草案で修正されていない部分については意見を求めない、としている[3]。

本改正草案のポイントとして、信義誠実原則に反する場合の審査運用を明確化した点、実用新案も遅延審査の対象となることを明確化した点、専利開放許諾制度で専利権者に課す要件を整理した点、専利権評価報告書での被疑侵害者に関する規定を明確化した点が挙げられる。

本改正草案の主要な項目は以下の通り。（※2021 年 8 月 3 日公表の改正草案（以下「前草案」という）と修正対象が重なる項目において、前草案から変更された部分を波線で強調した。）

I. 専利法全般

1. 信義誠実原則[4]に関連する事項 [第一部分第一章 6.7.5[5]]

---

1 制度運用に関連する規定として、①「専利審査指南改正草案（第 2 回意見募集稿）」（2020 年 11 月 10 日）、②「専利審査指南改正草案（意見募集稿）」（2021 年 8 月 3 日）、③「専利法施行細則（意見募集稿）」（2020 年 11 月 27 日）がこれまで公表されているが、いずれも未確定。

2 上記①及び②の意見募集稿。

3 未修正の部分が確定かどうかは定かでない。

4 専利法第二十条では、「専利出願と専利権の行使は信義誠実の原則を遵守しなければならない」ことが規定。

5 前草案で修正対象となっていた項目（第一部分第一章 7.9、第二部分第一章 5、第四部分第二章 4.1 等）は、本改正草案での修正対象とはなっていない。

- ✓ 信義誠実原則に反する場合、審査官は関連手続を未提出とみなす通知（視為未提出通知书）を発行する。

2. 権利期間の変更に関連する事項

（1） 専利の権利期間調整（PTA）[6]に関する事項 ［第五部分第九章 2[7]］

（※前草案から実質面での大きな変更なし）

- ✓ PTA は、CNIPA 由来の不合理な遅延から出願人由来の不合理な遅延を除した期間を意味する。
- ✓ 出願人由来の遅延は、指定期間内での CNIPA 通知への応答不良、遅延審査申請、権利回復申請等を指す。
- ✓ 不利益処分前に一度、審査官は通知及び／又は補正機会を権利者に与える。

（2） 医薬品専利の権利期間補償（PTE）[8]に関する事項 ［第五部分第九章 3[7]］

（※前草案から実質面での大きな変更なし）

- ✓ 新薬に係る薬理活性成分の製品、製造方法及び医薬用途専利が対象。
- ✓ 新薬とは創薬医薬、改良医薬を意味し、薬品監督管理部門の関連規定の各分類に基づき定義される。
- ✓ 延長要求は、1 つの新薬に多数の専利が存在する場合、1 つの専利のみ可能。また、1 つの専利が多数の新薬に及ぶ場合、1 つの新薬のみ可能。
- ✓ 不利益処分前に一度、審査官は通知及び／又は補正機会を権利者に与える。

3. 遅延審査 ［第五部分第七章 8.3[7]］

- ✓ 実用新案出願の遅延審査期間は、年単位で設定可能であり最長 3 年。

---

6 専利法第四十二条第二項では、「発明専利の出願日から起算して満４年、かつ実体審査請求日から起算して満３年後に発明専利が付与された場合、国務院専利行政部門が専利権者の請求に応じて、発明専利の権利付与プロセスにおける不合理的な遅延について専利権の期間の補償を与える。ただし、出願人に起因する不合理的な遅延は除外する。」と規定。

7 前草案の修正対象と同じ項目。

8 専利法第四十二条第三項では、「新薬の発売承認審査にかかった時間を補償するために、中国で発売許可を得られた新薬に関連する発明専利について、国務院専利行政部門は専利権者の請求に応じて専利権の存続期間の補償を与える」ことが規定。

- ✓ 意匠出願の遅延審査期間は、月単位で設定可能であり最長 36 か月。
- ✓ 遅延審査期間の満了前に、出願人は遅延審査請求を取下げ可能。

4. 専利開放許諾制度[9] ［第五部分第十一章 [7]］

- ✓ 本制度は任意原則、合法原則、公開原則に基づき運営される。
- ✓ 専利権者は、開放許諾中の専利権について、実施細則に照らして開放許諾すべきでない事情がある場合には、主体的に速やかに開放許諾宣言を撤回し、同時に実施権者に通知が必要。
- ✓ 専利権者に対して開放許諾宣言する際の要件を追加（当該宣言の条件を遵守することを約束する旨の資料や、ロイヤルティ算出根拠及び方法に関する簡潔な説明[10]の提出）。
- ✓ 専利権の譲渡を除き、専利権者がその他の理由で変更し、開放許諾を継続して実施する場合、元の開放許諾宣言の撤回および再宣言のための手続きを適時に行い、変更後に開放許諾を実施しない場合、元の宣言の撤回手続きを適時に行う。
- ✓ 開放許諾制度が中国国内単位又は個人に属し、外国人や外国企業等が当該専利の利用意思を有する場合、関係法令（技術輸出入管理条例等）の規定に合致する必要がある。

（※前草案から「明らかに不合理なロイヤルティ率に関して、特許庁は関係者に関連する証拠書類の提供を要求する権利を有する」旨の文言を削除。）

5. 専利権評価報告書[11]について ［第五部分第十章］

---

9 専利法第五十条では、「専利権者が自ら書面にて国務院専利行政部門に、如何なる単位又は個人の当該専利の実施を許諾する意思がある旨の声明を行い、かつ許諾実施料の支払方式、基準を明確にした場合、国務院専利行政部門はこれを公告し、開放的許諾を実施する」ことが規定。

10 通常 2,000 字を超えない程度で、と説明されている。また、専利権使用料は、当該簡潔な説明に基づくものとし、固定料金で支払う場合、2000 万元を超えないものとし、2,000 万元を超える場合には、専利権者は本制度以外の他のライセンス手段を利用することができ、支払方法が手数料形式の場合、売上高に対する手数料は通常 20%以下、利益に対する手数料は通常 40%以下でなければならない、ことも規定されている。

11 専利法第六十六条第二項では、「専利権利侵害紛争が実用新案専利又は意匠専利に係る場合、人民法院又は専利業務管理部門は専利権者又は利害関係者に対し、専利権侵害紛争を審理し、処理するための証拠として、国務院専利行政部門が関連の実用新案又は意匠について検索、分析、

- ✓ 被疑侵害者が専利権評価報告書を請求する場合、請求書とともに（被疑侵害者であることの）証拠書類[12]を提出する必要あり。
- ✓ 専利権者が発行した弁護士書簡や電子商取引プラットフォームからの苦情通知等を受け取った法人または個人も被疑侵害者と定義される。

II. 各種分野[13]

1. 発明専利に関連する事項

（1）パテントリンケージでの無効審判手続 ［第四部分第三章 9[14]］（※番号繰下）

- ✓ 後発医薬品の申請人が無効審判を請求する場合、本メカニズムに関する案件であることを明記した請求書とともに、証拠書類を提出する必要あり。
- ✓ 同一専利への多数の無効審判請求の場合、時系列に応じて対応。

2. 意匠に関連する事項

（1）国際出願に関する事項 ［第五部分第七章 1.2、第六部分］

- ✓ 意匠の国際登録出願に関する第六部分を新設。第一章において国際登録出願の事務処理に関する規定[15]を、第二章において国際登録出願の審査に関する規定[16]を定めた。
- ✓ 国際意匠出願の場合、拒絶理由通知に対する出願人の応答期限は 4 ヶ月。

（2）部分意匠［第一部分第三章 7.4[17]］

評価を行ったうえ作成した専利権評価報告書を提出するよう要求することができる。専利権者、利害関係者又は被疑侵害者は自発的に専利権評価報告書を提示することもできる。」と規定。

12 例えば、人民法院が発行する出願通知またはその写し、専利行政執行部門が発行する出願通知またはその写し、調停仲裁機関が発行する出願書類またはその写し等。

13 前草案で修正対象となっていたグレースピリオドに関する項目（第一部分第一章 6.3）、コンピュータープログラム関連発明に関する項目（第二部分第九章 5.2、6.1.2、6.1.3、6.2 等）、実用新案の初歩審査に関する項目（第一部分第二章 11）、GUI の意匠保護に関する項目（第一部分第三章 4.5.2 等）は、いずれも本改正草案での修正対象とはなっていない。

14 前草案で修正対象となっていた箇所（第四部分第一章 8）は、本改正草案での修正対象とはなっていない。

15 例えば、国際出願に係る出願日及び国内出願番号の付与や、書類の受領条件や手続き、料金の支払い等。

16 例えば、国際出願の審査の対象範囲、審査原則、審査手順や、分割出願の出願時期、弁理士選任の要件、優先権主張の写しの提出等。

17 前草案で修正対象となっていた項目（第一部分第三章 4.4、9.4.2、10.1、10.2 等）は、本改正草案での修正対象とはなっていない。

- ✓ 異なる特定の形状や模様からなる複数の部品で構成される製品の場合、構成要素そのものが単独で販売できず、かつ単独で使用できない場合、その構成要素は部分意匠を受けられない。（※前草案での削除を取消）
- ✓ 製品上において比較的独立した領域[18]を形成できない場合、又は比較的完全な意匠単位を構成する場合、部分意匠を受けられない。
- ✓ 製品表面の模様、又は模様と色彩との結合のデザインは、部分意匠を受けられない。

（３）類似意匠[19]に関する事項［第一部分第三章 9.1］

- ✓ 同一製品の全体意匠とその一部の意匠を 1 つの出願とすることはできない。

（４）意匠権の保護対象外に関する事項［第一部分第三章 6.1.1、6.1.3］

- ✓ 中国の国旗・国章の内容を含む意匠は、関連法規に違反するため、専利を取得できない。
- ✓ 政党の紋章・エンブレムは、その意匠の実施または使用により、国家および社会の正常な秩序等に影響を及ぼすため、専利を取得できない。

その他に、優先権主張に関する改正（例：優先権主張の追加・訂正や回復）、審理の質向上に関する改正（例：審判手続時の職権審査）、行政効率化に関する改正等が提示されている。

（参考）

●専利審査指南改正草案　再意見募集稿（国家知識産権局）（2022 年 10 月 31 日）

https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/10/31/art_75_180016.html

（以上）

18 「比較的分離可能な独立領域」という表現から変更。

19 専利法第三十一条第二項では、「一件の意匠専利出願は、一つの意匠に限られていなければならない。同一製品における二つ以上の類似意匠、あるいは同一種類でかつセットで販売又は使用する製品の二つ以上の意匠は、一件の出願として提出することができる。」と規定。